

改正

平成10年3月2日教委規則第1号
平成11年3月31日教委規則第4号
平成11年5月31日教委規則第6号
平成12年3月31日教委規則第12号
平成15年3月28日教委規則第5号
平成18年5月25日教委規則第1号
平成20年2月26日教委規則第2号
平成21年4月24日教委規則第2号
平成23年3月30日教委規則第2号
平成24年11月20日教委規則第7号
平成30年12月21日教委規則第3号
平成31年2月14日教委規則第2号
令和4年1月26日教委規則第3号

岸和田市民体育館条例施行規則

岸和田市民体育館条例施行規則（昭和41年教育委員会規則第1号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、岸和田市民体育館条例（昭和40年条例第20号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（使用の許可区分）

第2条 条例第8条第1項の規定による岸和田市民体育館（以下「体育館」という。）の使用の許可は、専用使用（体育館に附属する設備、備品等の使用を含む。以下同じ。）及び共用使用に区分して行うものとする。

2 教育委員会（条例第17条第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、指定管理者とし、以下「管理者」という。）は、体育館を有効に利用するための施設の利用計画を定めるものとし、当該計画に支障がない場合に限り体育館の使用の許可を行うものとする。

（体育館の専用使用の申請等）

第3条 体育館を専用使用しようとする場合の許可の申請は、岸和田市民体育館専用使用許可申請書（様式第1号）を提出することにより行わなければならない。この場合において、使用申請の期間等については、別表に定めるところによるものとする。

（共用使用の許可）

第4条 市民体育館を共用使用しようとする場合は、共用使用券の交付をもって条例第8条第1項の規定による申請及び許可があったものとみなす。

（使用者の守るべき事項）

第5条 体育館を使用するもの（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- （1） 条例、規則又はこれに基づく係員の指示に従うこと。
- （2） 体育館内外の秩序を保つため必要があるときは、整理員を置くこと。
- （3） 体育館の使用を終了したときは、係員の点検を受けること。
- （4） 使用中に生じた事故は、すべて使用者の責任において処理すること。

（体育館内の禁止行為）

第6条 体育館内では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 指定する場所以外において火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をすること。
- （2） 許可を得ないで体育館又はその敷地内で飲食物その他の物品を販売し、又は陳列すること。
- （3） 許可を得ないで広告をすること。
- （4） 危険物、悪臭のあるものその他他人の迷惑となるような物を持ち込むこと。
- （5） 許可を得ないで動植物を持ち込むこと。
- （6） 許可を得ないでジム内において飲食をすること。
- （7） その他管理上必要な指示に反する行為をすること。

(入館の制限)

第7条 管理者は、前条の規定に違反する者に対して体育館への入場を拒否し、又は体育館からの退去を命ずることができる。

(スポーツ・健康教室その他の講座の受講の申請等)

第8条 条例別表第3項に規定するスポーツ・健康教室その他の講座（以下「講座」という。）を受講しようとする場合の申請書等は、受講者を募集する際にその都度定める。

2 講座の受講については、前項に規定する申請書の受理をもって条例第8条第1項に規定する使用の許可があったものとする。

(使用料)

第9条 条例第11条に規定する使用料の前納の時期は、使用許可を受けたときとする。

(使用料の後納)

第10条 条例第11条ただし書に規定する教育委員会が特に認める場合とは、岸和田市公共施設予約システム（以下「予約システム」という。）を利用して体育館を専用使用する場合であって、預金口座振替によるときとする。

(使用料の減免)

第11条 条例第12条第1項の規定による特別の理由があると認めるときは、次の各号に掲げる場合とし、免除又は減額の基準は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 本市又は本市の機関が主催する事業を行う場合 免除
 - (2) その他管理者が特に必要と認めた場合 免除又は管理者が別に定める額を減額
- 2 前項の使用料（条例第17条第1項の規定により市民体育館の管理を指定管理者に行わせる場合においては、利用料金とする。以下同じ。）の減免措置を受けようとするものは、岸和田市民体育館減免申請書（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第12条 条例第12条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 管理者の都合により体育館の使用を禁止し、又は制限した場合は、使用の禁止又は制限に係る部分について全額を還付する。
 - (2) 条例第10条の規定により使用の許可を取り消し、又は中止を命じた場合は、使用許可の取消し又は中止の命令に係る部分について全額を還付する。
 - (3) 専用使用料について、使用日の22日前までに自己の都合により使用許可の取消しを申し出た場合は、全額を還付する。
 - (4) 専用使用料について、使用日の21日前から2日前までの間に自己の都合により使用許可の取消しを申し出た場合は、半額を還付する。
 - (5) 条例別表第4項に規定する設備使用料について、使用許可の取消しを申し出た場合は、全額を還付する。
- 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとするときは、次の各号に定める区分により岸和田市民体育館使用料還付申請書（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。
- (1) 前項第1号、第2号又は第5号に該当する場合は、使用することとなっていた日から起算して10日に当たる日までに申請しなければならない。
 - (2) 前項第3号及び第4号に該当する場合は、使用許可の取消しを申し出た日に申請しなければならない。

(予約システムによる取り消しの場合の使用料)

第13条 予約システムに市民体育館の専用使用許可申請内容を記録したものが自ら当該予約内容を取り消した場合の使用料の額は、次の各号に定める場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 使用日の21日前から2日までの間に取り消した場合 使用料の半額
- (2) 使用期日の前日又は当日に取り消した場合 使用料の全額

(損害の賠償の額)

第14条 条例第14条の規定による損害賠償の額は、汚損し、若しくは損傷し、又は滅失した施設若しくは付属設備又は備品の復元に要した実費とする。

(特別の設備の設置許可の申請)

第15条 条例第15条第1項の規定による許可を受けようとする使用者は、市民体育館特別設備設置許可申請書（様式第4号）を管理者に提出しなければならない。

第16条 削除

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の岸和田市民体育館条例施行規則（以下「新規則」という。）別表の規定は、平成9年4月1日以後の体育館の使用に係る使用料について適用し、同日前の体育館の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 新規則第5条第2項、第10条及び第13条の規定は、平成9年7月1日以後の体育館の専用使用に係る申請手続、使用料の納付方法及び取消料について適用する。

附 則（平成10年3月2日教委規則第1号）

この規則は、平成10年3月31日から施行する。

附 則（平成11年3月31日教委規則第4号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年5月31日教委規則第6号）

この規則は、平成11年6月1日から施行する。

附 則（平成12年3月31日教委規則第12号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日教委規則第5号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成18年5月25日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年2月26日教委規則第2号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月24日教委規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に岸和田市教育委員会規則の様式の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則（平成23年3月30日教委規則第2号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年11月20日教委規則第7号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成30年12月21日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年2月14日教委規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に岸和田市教育委員会規則の規定に基づき作成されている用紙は、この規則の規定に関わらず、当分の間、使用することができる。

附 則（令和4年1月26日教委規則第3号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年2月1日より施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にされた専用使用に係る申請であって、この規則による改正前の岸和田市民体育館条例施行規則（以下「旧規則」という。）第3条第2項の規定の適用があるものに対する旧規則第10条及び第13条の規定は、この規則の施行後も、なおその効力を有する。

別表（第3条関係）

施設名	抽選申込期間	抽選日	抽選当選者使用申請期間	空き施設使用申請期間
中央体育館	使用日の属する月の3箇月前の10日～19日	使用日の属する月の3箇月前の20日	使用日の属する月の3箇月前の21日～28日	使用日の属する月の2箇月前の1日から使用日の14日前まで

様式第 1 号（第 3 条関係）
岸和田市民体育館専用使用許可申請書

年 月 日

（岸和田市教育委員会）
（指 定 管 理 者） 様

住 所
団 体 名
代表者氏名
電 話

下記のとおり中央体育館の専用使用をしたいので岸和田市民体育館条例及び同施行規則を承知のうえ申請します。

記

使 用 目 的				
入場予定人員及び入場料の有無		人 有 （ 円 ） 入 場 料 無		
使 用 日 時		年 月 日 午 前 時 ～ 午 前 時 後 後		
使 用 場 所		中央体育館	大ジム全面 ・ 大ジム 1 / 2 ・ 小ジム	
使用する附属設備、備品等				
特別設備の有無		有（特別設備設置許可申請書添付） ・ 無		
使 用 料	専用使用料	円	前 納 使 用 料	
	附属設備、 備品等使用	円		
	計	円		

岸和田市民体育館（使用料・利用料金）減免申請書

年 月 日

（岸和田市教育委員会）
（指 定 管 理 者） 様

住 所

申請者 団 体 名

代表者氏名

岸和田市民体育館条例第12条第1項の規定に基づき、中央体育館使用料の減免を申請します。

使用する施設 名	
使 用 日 時	
使 用 目 的	
対象及び人員	
申 請 理 由	

岸和田市民体育館（使用料・利用料金）還付申請書

年 月 日

（岸和田市教育委員会）
（指 定 管 理 者） 様

住 所

団 体 名

代表者氏名

中央体育館の使用許可を受け、その使用料を納付しましたが、使用しなくなりましたので、岸和田市民体育館条例第12条第2項の規定に基づき、使用料の還付を申請します。

使用許可日 又は受講教室 名	
使用中止理由	
納付使用料額	円
還 付 率	%
還 付 申 請 額	円
備 考	

岸和田市民体育館特別設備設置許可申請書

年 月 日

（岸和田市教育委員会）
（指 定 管 理 者） 様

住 所

団 体 名

代表者氏名



中央体育館の使用に関し、次のとおり特別の設備を設置したいので岸和田市民体育館条例及び同施行規則の規定に基づき申請します。

設 置 日 時	年 月 日（ ） 時～ 年 月 日（ ） 時
設 置 場 所	
設置する設備 の 概 要	
設置及び撤去 の 方 法	

※ 設置する設備の概要並びに設置及び撤去の方法についてこの用紙に記載しきれない場合は、別紙に記載のうえ提出してください。また、設備の概要等について図面、写真等を添付していただく場合があります。